

第54号議案

足立区いじめに関する調査委員会設置条例

上記の議案を提出する。

平成25年2月28日

提出者 足立区長 近藤 弥生

足立区いじめに関する調査委員会設置条例

(設置)

第1条 足立区立中学校に通う生徒が自殺し、当該生徒がいじめを受けていたことに関し、委員にいじめの事実、自殺といじめとの関係、区が執るべき措置その他の事項について、調査、審議させるため、足立区いじめに関する調査委員会（以下「調査委員会」という。）を区長の附属機関として設置する。

(組織)

第2条 調査委員会は、区長が委嘱する委員5人以内で組織する。

2 委員の任期は、選任の日から答申の日までとする。

3 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(所掌事項)

第3条 調査委員会は、区長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査・審議し、答申する。

(1) いじめの事実に関すること。

(2) 自殺といじめとの関係に関すること。

(3) 区が執るべき措置に関すること。

(4) その他区長が必要と認めること。

(委員長及び副委員長)

第4条 調査委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、会務を総理し、調査委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 調査委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 調査委員会は、半数以上の委員が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 調査委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第 6 条 調査委員会は、必要があると認めるときは、関係者から意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(委任)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、調査委員会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(足立区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例の一部改正)

2 足立区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例(昭和39年足立区条例第17号)の一部を次のように改正する。

別表区長の部に次のように加える。

| | |
|-----------------|-------------------|
| 足立区いじめに関する調査委員会 | 月額 2 万 1, 0 0 0 円 |
|-----------------|-------------------|

(提案理由)

足立区いじめに関する調査委員会を区長の附属機関として設置すると

ともに、規定を整備する必要があるので、この条例案を提出いたします。